

化審法番号 (化審法官報 整理番号)	化学物質名	化学物 質リス クアセ スメン ト対象 物質※1	濃度基 準適用 物質※2	濃度基準値※3		参考基準※4		当社の対応状況						
				八時間濃 度基準値	短時間濃 度基準値	ACGIH TWA	ACGIH STEL	スクリーニング調査					確認測定	
								基準値等超過のおそれの推定調査				均等ばく露 作業デザイ ン	標準測定法	リアルタイム モニター短時 間濃度測定 (参考値)
				CREATE- SIMPLE	数理モデル	リアルタイム モニター簡易 測定	検知管簡易測 定	均等ばく露 作業デザイ ン	標準測定法	リアルタイム モニター短時 間濃度測定 (参考値)				
1-486	一酸化二窒素	○	○	100 ppm	-	-	-	◎	△	△	×	◎	○	△

◎：調査又は測定が可能。○：調査又は測定は可能だが、業務の一部を外部委託等の準備が必要。△：条件によっては調査又は測定が不可の場合がある。×：現在は調査又は測定を行っていない。

※1：労働安全衛生法において、SDS交付義務の対象となる物質。

※2：「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」（令和5年4月27日値 技術上の指針工事第24号）において濃度の基準の適用を受

※3：「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」（令和5年4月27日値 技術上の指針工事第24号）において定める濃度基準。

※4：本書作成時点で「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」（令和5年4月27日値 技術上の指針工事第24号）において濃度基準が定められていない化学物質について、参考として米国ACGIHにおいて定められる基準を示す。なお、ACGIH以外の機関が濃度基準を設定している場合があるが、ここ